

東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

東大和市介護保険条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「25,200円」を「27,600円」に改め、同条第2号中「25,200円」を「37,200円」に改め、同条第3号中「38,400円」を「42,000円」に改め、同条第9号中「98,400円」を「120,000円」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号中「90,000円」を「100,800円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 110,400円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第7号中「78,000円」を「86,400円」に改め、同号ア中「400万円」を「290万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第10号イ若しくは第11号イ」を加え、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 92,400円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）

第3条第6号中「64,800円」を「72,000円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「若しくは第8号イ」を「、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「60,000円」を「66,000円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「第7号イ若しくは第8号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 57,600円

第5条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号ロ」を「、第4号ロ若しくは第5号ロ」に、「第3条第5号イ、第6号イ、第7号イ若しくは第8号イ」を「第3

条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」に、「第8号まで」を「第11号まで」に改める。

第10条の2第2項第2号を次のように改める。

(2) 介護保険事業計画（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画をいう。）に関すること。

第10条の2第7項を同条第8項とし、同条第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「介護保険事業の運営に関する重要事項及び介護保険事業計画の策定又は変更に係る」を「第2項第1号及び第2号に掲げる事項並びに前項に規定する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 協議会は、前項各号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、老人福祉事業の運営に関する重要事項及び高齢者福祉計画（老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画をいう。）に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申することができる。

附則に次の1条を加える。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定による介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第8条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条の規定により、次の各号に掲げる事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から当該各号に定める日までの間を行わないものとする。

(1) 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業 平成29年3月31日

(2) 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業 平成30年3月31日

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料率から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。